

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
流通委員長 濱 田 繁 敏

改正犯収法に対応した確認記録等の様式について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会などで構成する不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会は、改正犯収法に対応した確認記録等を作成し公開していますので、10月1日以降は下記サイトに掲載されている各種参考様式をご利用ください。なお、確認記録に係る様式を各社で作成されている場合は、改正犯収法に対応した内容にさせていただきますようお願いいたします。

また、10月14日開催の不動産仲介セミナー（8月18日付、全住協第144号）は、改正犯収法、改正宅建業法等をテーマにして実施しますのでご参加ください。

敬 具

記

1. 改正犯収法に対応した参考様式等

- (1) 犯罪収益移転防止法第6条の規定に基づく確認記録（個人用）
- (2) " (法人用)
- (3) 顧客カード（個人用／法人用）
- (4) 取引時確認等の措置の実施に関する規程（内部規程参考例）
- (5) 犯罪収益移転防止のためのハンドブック（第3版）

2. 送付資料 1の(1)

3. 犯罪収益移転防止法等連絡協議会（（公財）不動産流通推進センターHP内）

URL <http://www.retpc.jp/shien/maneron>

※1の(1)から(4)はExcel又はWord形式で掲載されています。

※1の(5)はPDF形式です。冊子（会員特価194円（税込））の購入を希望される場合は、会員専用申込書（8月3日付、全住協第131号）にてお申し込みください。

※1の(2)は全住協HPでも掲載します。

4. 問合せ先 事務局 原田 TEL 03-3511-0611

以 上

取引時確認を行った取引の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 売買	No.		取引時確認を行った者		確認記録を作成した者	
----------------	--	-----	--	------------	--	------------	--

* 下表については、項目の選択で複数に該当する場合、該当する全ての□にレ点を記入して下さい。

1. 顧客の確認

本人特定事項		(フリガナ)氏名	住居		
		生年月日	昭和・平成西暦	年月日生	
通称名を用いる場合		通称名	理由		
本人確認書類	[A]	<input type="checkbox"/> ①運転免許証/運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> ②個人番号カード/住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> ③パスポート/乗員手帳 <input type="checkbox"/> ④在留カード/特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> ⑤官公庁発行書類(写真有) (名称)	<input type="checkbox"/> ⑥外国政府・国際機関発行書類(写真有) <input type="checkbox"/> ⑦その他 [B] ※追加的措置が必要 <input type="checkbox"/> ①健康保険証/国民年金手帳 <input type="checkbox"/> ②印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> ③その他 (発行者)	[C] ※取引関係文書を転送不要郵便等で送付 <input type="checkbox"/> ①住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> ②戸籍謄本 又は 抄本 <input type="checkbox"/> ③官公庁発行書類(写真無) <input type="checkbox"/> ④外国政府・国際機関発行書類(写真無) <input type="checkbox"/> ⑤その他 (記号番号) *個人番号カードの場合は有効期間を記入	
	現住居を確認した補完書類	<input type="checkbox"/> ①本人確認書類 <input type="checkbox"/> ②公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> ③社会保険料の領収証書 (名称)	<input type="checkbox"/> ④国税・地方税の領収書・納税証明書 <input type="checkbox"/> ⑤官公庁発行書類 <input type="checkbox"/> ⑥外国政府・国際機関発行書類 (発行者)	<input type="checkbox"/> ⑦その他 (記号番号)	
	追加的措置	<input type="checkbox"/> イ 他の本人確認書類又は補完書類の提示 (名称)	<input type="checkbox"/> ロ 他の本人確認書類又は補完書類の送付 (発行者)	<input type="checkbox"/> ハ 取引関係文書を転送不要郵便等で送付 (記号番号)	
	追加的措置(イ・ロ)に用いた書類				
<input type="checkbox"/> 外国PEPsに該当		(該当すると認めた理由)			
取引目的	<input type="checkbox"/> 買主	<input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 投資用 <input type="checkbox"/> セカンドハウス <input type="checkbox"/> その他 ()	申告を受けた日付 (確認を行った日付) 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 売主	<input type="checkbox"/> 買い替え用 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 資産売却 <input type="checkbox"/> 相続対策 <input type="checkbox"/> その他 ()			
職業	<input type="checkbox"/> 会社役員/団体役員 <input type="checkbox"/> 会社員/団体職員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()	申告を受けた日付 (確認を行った日付) 年 月 日			
確認方法	<input type="checkbox"/> 対面取引	原本の提示を受けた日付/時刻 年 月 日 時 分	本人確認書類(写し)の添付	[B]ハ又は[C]の場合	
	<input type="checkbox"/> 非対面取引	原本又は写しの送付を受けた日付 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	取引関係文書の交付方法/日付 <input type="checkbox"/> 送付 <input type="checkbox"/> 直接交付 年 月 日	

2. 代理人の確認

本人特定事項		(フリガナ)氏名	住居	
		生年月日	昭和・平成西暦	年月日生
顧客との関係		顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由		
		<input type="checkbox"/> 同居親族又は法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任状等 <input type="checkbox"/> TEL・FAX・mailでの確認 <input type="checkbox"/> その他()		
本人確認書類	[A]	<input type="checkbox"/> ①運転免許証/運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> ②個人番号カード/住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> ③パスポート/乗員手帳 <input type="checkbox"/> ④在留カード/特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> ⑤官公庁発行書類(写真有) (名称)	<input type="checkbox"/> ⑥外国政府・国際機関発行書類(写真有) <input type="checkbox"/> ⑦その他 [B] ※追加的措置が必要 <input type="checkbox"/> ①健康保険証/国民年金手帳 <input type="checkbox"/> ②印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> ③その他 (発行者)	[C] ※取引関係文書を転送不要郵便等で送付 <input type="checkbox"/> ①住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> ②戸籍謄本 又は 抄本 <input type="checkbox"/> ③官公庁発行書類(写真無) <input type="checkbox"/> ④外国政府・国際機関発行書類(写真無) <input type="checkbox"/> ⑤その他 (記号番号) *個人番号カードの場合は有効期間を記入
	現住居を確認した補完書類	<input type="checkbox"/> ①本人確認書類 <input type="checkbox"/> ②公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> ③社会保険料の領収証書 (名称)	<input type="checkbox"/> ④国税・地方税の領収書・納税証明書 <input type="checkbox"/> ⑤官公庁発行書類 <input type="checkbox"/> ⑥外国政府・国際機関発行書類 (発行者)	<input type="checkbox"/> ⑦その他 (記号番号)
	追加的措置	<input type="checkbox"/> イ 他の本人確認書類又は補完書類の提示 (名称)	<input type="checkbox"/> ロ 他の本人確認書類又は補完書類の送付 (発行者)	<input type="checkbox"/> ハ 取引関係文書を転送不要郵便等で送付 (記号番号)
	追加的措置(イ・ロ)に用いた書類			
確認方法	<input type="checkbox"/> 対面取引	原本の提示を受けた日付/時刻 年 月 日 時 分	本人確認書類(写し)の添付	[B]ハ又は[C]の場合
	<input type="checkbox"/> 非対面取引	原本又は写しの送付を受けた日付 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	取引関係文書の交付方法/日付 <input type="checkbox"/> 送付 <input type="checkbox"/> 直接交付 年 月 日

今回行う取引が「ハイリスク取引」に該当する場合、前頁の確認に加え、下表に掲げる内容の確認も必要になります。

* ハイリスク取引とは……犯罪収益移転防止法では、以下の①から④のいずれかに該当する取引を「ハイリスク取引」として指定しています。

- ① 取引の相手方が、その取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた取引時確認に係る顧客又はその代表者等になりすましている疑いがある場合の取引
- ② その取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客又は代表者等との取引
- ③ マネー・ロンダリング対策が十分ではないと認められる特定国等(イラン及び北朝鮮)に居住し、又は所在する顧客との取引
- ④ 外国PEPs(重要な公的地位にある者)との取引

* ①、②に該当する取引とは、宅地建物の売買では、所有権の移転登記を受けようとする者が買主になりすましている疑いのある場合等が考えられます。

* ①、②に該当する場合、関連取引時確認に用いた書類とは異なる本人確認書類及び補完書類で確認する必要があります。

取引時確認を行った取引の種類	No.	取引時確認を行った者	確認記録を作成した者
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項			

3-1. ハイリスク取引の場合の確認 (顧客の確認)

追加で行う本人特定事項の確認	確認書類	(名称)			
		(発行者)	(記号番号)		
	確認した日付	<input type="checkbox"/> (対面取引の場合) 原本の提示を受けた日付	年	月	日
		<input type="checkbox"/> (非対面取引の場合) 原本又は写しの送付を受けた日付	年	月	日
現住居を確認した補完書類 ※本人確認書類に現在の住居の記載がない場合	確認書類	(名称)			
		(発行者)	(記号番号)		
	確認した日付	<input type="checkbox"/> (対面取引の場合) 原本の提示を受けた日付	年	月	日
		<input type="checkbox"/> (非対面取引の場合) 原本又は写しの送付を受けた日付	年	月	日
資産・収入の状況に係る確認	確認書類	(名称)			
		(発行者)	(記号番号)		
	確認した方法		(確認日付) 年 月 日		
		本人確認書類の提示又は写しの送付を受けた日と異なる日に確認を行った場合のその日付 年 月 日			

3-2. ハイリスク取引の場合の確認 (代理人の確認)

追加で行う本人特定事項の確認	確認書類	(名称)			
		(発行者)	(記号番号)		
	確認した日付	<input type="checkbox"/> (対面取引の場合) 原本の提示を受けた日付	年	月	日
		<input type="checkbox"/> (非対面取引の場合) 原本又は写しの送付を受けた日付	年	月	日
現住居を確認した補完書類 ※本人確認書類に現在の住居の記載がない場合	確認書類	(名称)			
		(発行者)	(記号番号)		
	確認した日付	<input type="checkbox"/> (対面取引の場合) 原本の提示を受けた日付	年	月	日
		<input type="checkbox"/> (非対面取引の場合) 原本又は写しの送付を受けた日付	年	月	日

(参考)

取引記録(犯罪収益移転防止法第7条、同法施行規則第24条)

確認記録のNo.	
取引の年月日	年 月 日
取引の種類(取引形態)	
取引に係る財産の価額	
財産の移転元又は移転先の名義	

* 犯罪収益移転防止法第7条に基づく取引記録の記載事項は、宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿(いわゆる取引台帳)の記載事項で網羅されていると考えられますが、両者の記載事項には若干の差異がありますので、記載漏れのないよう十分にご注意願います。

備考1 添付資料又は本人確認書類の写しを確認記録に添付する場合、当該書類に記載がある事項については確認記録への記載を省略できます。

備考2 「本人確認書類」の欄は、以下を参考に、該当する項目の□にレ点を記入してください。
 [B]欄の書類(顔写真のない本人確認書類)については、原本提示に加えて、次のいずれかの追加的措置が必要です。
 イ 他の本人確認書類又は補完書類の提示を受ける(補完書類の種類は、「現住居を確認した補完書類」欄と同様です。)
 ロ 他の本人確認書類又は補完書類の送付を受ける(同上。)
 ハ 取引関係文書を転送不要郵便等で送付する
 [C]欄の書類については、原本提示を受けた場合でも別途取引関係文書を転送不要郵便等で送付する必要があります。

A	① 運転免許証 運転経歴証明書	運転経歴証明書(道路交通法第104条の4第5項)は、H24.4.1より本人確認書類に追加されました。
	② 個人番号カード 住民基本台帳カード	個人番号カードは、H28.1.1より本人確認書類に追加されました。 本人特定事項(氏名、住居、生年月日)が記載された個人番号カード表面の提示を受けます。 個人番号(マイナンバー)が記載されたカード裏面の提示を受ける必要はありません。 個人番号を書き写したり、カード裏面の写しを取らないように注意が必要です。 本人確認書類の記号番号欄には、個人番号ではなく、カードの有効期間を記入します。 個人番号の「通知カード」は、個人番号カードとは異なり、本人確認書類・補完書類として認められていません。 住民基本台帳カードは、個人番号カードに切り換えるまでは、引き続き本人確認書類として有効です。
	③ パスポート 乗員手帳	氏名・住居・生年月日の記載があるものに限りです。 *「乗員手帳」は、出入国管理及び難民認定法第2条第6号に規定される手帳です。
	④ 在留カード 特別永住者証明書	入管法等の改正により、在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人及び特別永住者は、従来までの「外国人登録証明書」に代えて「在留カード」又は「特別永住者証明書」を所持することになりましたので、同法施行日のH24.7.9より、これらの書類が本人確認書類として活用されることとなりました。 なお、従来の「外国人登録証明書」も、同法施行後の一定期間(一部を除き、最長でH27.7.8迄)は「在留カード」等とみなされ、引き続き本人確認書類として活用できます。
	⑤ 官公庁発行書類 (写真有)	官公庁から発行され、又は発給された書類、その他これに類するもので、氏名・住居・生年月日の記載があり、かつ当該官公庁によりその者の顔写真が貼付されているものに限りです。(例：宅地建物取引士証 など)
	⑥ 外国政府・国際機関 発行書類(写真有)	日本政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類、その他これに類するもので、氏名・住居・生年月日の記載があり、かつ発行機関によりその者の顔写真が貼付されているものに限りです。 *国際機関には、国際連合やIMF(国際通貨基金)、世界銀行等の機関が含まれます。
	⑦ その他	「本人確認書類」の[A]欄の①～⑥のほか、以下の書類も本人確認書類として活用できます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> ・ 身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳 ・ 戦傷病者手帳 </div>
B	① 健康保険証 国民年金手帳	健康保険証に該当するものは次のとおりです。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> ・ 国民健康保険 ・ 健康保険 ・ 船員保険 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> ・ 後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証 ・ 健康保険日雇特例被保険者手帳 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> ・ 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証 * 当該自然人の氏名・住居・生年月日の記載があるものに限りです。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> ・ 私立学校教職員共済制度の加入者証 </div>
	② 印鑑登録証明書	本取引の申込み・承諾に関する書類に顧客が押印した印鑑に係る証明書が対象となります。
	③ その他	「本人確認書類」の[B]欄の①～②のほか、以下の書類も本人確認書類として活用できます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> ・ 児童扶養手当証書／特別児童扶養手当証書 ・ 母子健康手帳 </div>
C	① 住民票の写し又は 記載事項証明書	「住民票の記載事項証明書」とは、地方公共団体の長が住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類のことをいいます。
	② 戸籍謄本又は抄本	抄本は、戸籍の附票の写しが添付されているものに限りです。
	③ 官公庁発行書類 (写真無)	官公庁から発行され、又は発給された書類、その他これに類するもので、氏名・住居・生年月日の記載があるものに限りです。個人番号の「通知カード」は、本人確認書類・補完書類として認められていません。
	④ 外国政府・国際機関 発行書類(写真無)	日本政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類、その他これに類するもので、氏名・住居・生年月日の記載があるものに限りです。
	⑤ その他	「本人確認書類」の[C]欄の①～④のほか、以下の書類も本人確認書類として活用できます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> ・ 印鑑登録証明書 * 本取引の申込み・承諾に関する書類に顧客が押印した印鑑以外の印鑑に係る証明書 </div>

備考3 「現住居を確認した補完書類」の欄は、以下を参考に、該当する項目の□にレ点を記入してください。

② 公共料金の領収書	日本国内で供給される電気・ガス・水道等に係る料金の領収書のほか、固定電話の利用料金やNHKの受信料にかかる領収書も該当します。
③ 社会保険料の領収証書	所得税法第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書が該当します。
④ 国税・地方税の領収書・納税証明書	所得税・住民税等の領収証書又は納税証明書が該当します。
⑤ 官公庁 ⑥ 外国政府・国際機関 発行書類	備考2[C]参照。

備考4 「本人確認書類」及び「現住居を確認した補完書類」並びにハイリスク取引の場合の「追加で行う本人特定事項の確認」及び「資産・収入の状況に係る確認」の欄には、確認に用いた書類の「名称」(レ点を記入した例示で書類が特定される場合は不要)・「発行者」・「記号番号」を所定の欄に記入してください。

備考5 「確認方法」欄の「対面取引」における原本提示を受けた「時刻」は、その原本の写しを確認記録に添付する場合には記入不要です。

備考6 「非対面取引」として行う場合には、必ず本人確認書類又はその写しを確認記録に添付してください。

備考7 電子署名法、公的個人認証法の規定により電子証明が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足る電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。

[ハイリスク取引]

備考8 外国PEPs(重要な公的地位にある者)の範囲は、次のとおりです。

- (1) 現在外国政府等において重要な地位にある者(※1)
- (2) 過去外国政府等において重要な地位にあったことがある者
- (3) 外国政府等において重要な地位にある(又は、あったことがある)者の家族(※2)

※1 外国政府等において重要な地位にある者(規則15条)

- ① 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ② 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
- ③ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ④ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ⑤ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ⑥ 中央銀行の役員
- ⑦ 予算において国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

※2 家族の範囲(令12条3項2号)

配偶者(事実婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、子

備考9 「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」の欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。

備考10 資産・収入の状況に係る欄は、200万円を超える財産移転の場合に記入してください。

備考11 「非対面取引」として行う場合には必ず、本人確認書類又はその写しを確認記録に添付してください。

取引時確認を行った取引の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 売買	No.		取引時確認を行った者		確認記録を作成した者	
----------------	--	-----	--	------------	--	------------	--

* 下表については、項目の選択で複数に該当する場合、該当する全ての□にレ点を記入して下さい。

1. 顧客(法人)の確認

本人特定事項	(フリガナ) 商号・名称		所在地	
本人確認書類	<input type="checkbox"/> ①登記事項証明書 <input type="checkbox"/> ③官公庁発行書類 <input type="checkbox"/> ⑤その他 <input type="checkbox"/> ②印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> ④外国政府・国際機関発行書類			
	(名称)	(発行者)	(記号番号)	
現在の所在地を確認した補完書類等 ※1	<input type="checkbox"/> ①本人確認書類 <input type="checkbox"/> ④国税・地方税の領収書・納税証明書 <input type="checkbox"/> ⑦その他 <input type="checkbox"/> ②公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> ⑤官公庁発行書類 <input type="checkbox"/> ③社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> ⑥外国政府・国際機関発行書類		※1 本人確認書類に記載のある所在地と現在の所在地が異なる場合の確認	
	(名称)	(発行者)	(記号番号)	
営業所の場所を確認した補完書類等 ※2	<input type="checkbox"/> ①本人確認書類 <input type="checkbox"/> ④国税・地方税の領収書・納税証明書 <input type="checkbox"/> ⑦その他 <input type="checkbox"/> ②公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> ⑤官公庁発行書類 <input type="checkbox"/> ③社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> ⑥外国政府・国際機関発行書類		※2 本人確認書類に記載された本店等以外の営業所等に取引関係文書を送付する場合の確認	
	(名称)	(発行者)	(記号番号)	
	(営業所名称)	(営業所の所在地)		
取引目的	<input type="checkbox"/> 買主	<input type="checkbox"/> 自社/店舗用 <input type="checkbox"/> 社宅用 <input type="checkbox"/> 転売用 <input type="checkbox"/> その他()		申告を受けた日付 (確認を行った日付) 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 売主	<input type="checkbox"/> 買い替え用 <input type="checkbox"/> 換金 <input type="checkbox"/> 資産売却 <input type="checkbox"/> その他()		
事業の内容	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売/小売業 <input type="checkbox"/> 金融/保険業 <input type="checkbox"/> その他()			確認を行った日付 年 月 日
	事業内容を確認した書類	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 法令に基づき法人が作成した書類 <input type="checkbox"/> 官公庁発行書類 <input type="checkbox"/> その他 (名称) (発行者) (記号番号)		
実質的支配者	(フリガナ) 氏名	住居		
	生年月日	昭和・平成 西暦	年 月 日生	(確認した方法)
	法人との関係			申告を受けた日付 (確認を行った日付) 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 外国PEPsに該当	(該当すると認めた理由)		年 月 日
確認方法	<input type="checkbox"/> 対面取引	原本の提示を受けた日付/時刻 年 月 日 時 分	本人確認書類(写し)の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	取引関係文書交付方法/日付 <input type="checkbox"/> 送付 <input type="checkbox"/> 直接交付 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 非対面取引	原本又は写しの送付を受けた日付 年 月 日		

2. 代表者 取引担当者 代理人の確認

※ 該当する■にレ点を記入してください。

本人特定事項	(フリガナ) 氏名	住居		
	生年月日	昭和・平成 西暦	年 月 日生	
	顧客との関係			
	顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> TELでの確認 <input type="checkbox"/> その他()		
本人確認書類	[A] <input type="checkbox"/> ①運転免許証/運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> ⑥外国政府・国際機関発行書類(写真有) [C] ※取引関係文書を転送不要郵便等で送付 <input type="checkbox"/> ②個人番号カード/住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> ⑦その他 <input type="checkbox"/> ①住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> ③パスポート/乗員手帳 [B] ※追加的措置が必要 <input type="checkbox"/> ②戸籍謄本 又は 抄本 <input type="checkbox"/> ④在留カード/特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> ①健康保険証/国民年金手帳 <input type="checkbox"/> ③官公庁発行書類(写真無) <input type="checkbox"/> ⑤官公庁発行書類(写真有) <input type="checkbox"/> ②印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> ④外国政府・国際機関発行書類(写真無) <input type="checkbox"/> ③その他 <input type="checkbox"/> ⑤その他 (名称) (発行者) (記号番号)		*個人番号カードの場合は有効期間を記入	
	現住居を確認した補完書類 ※本人確認書類に現在の住居の記載がない場合	<input type="checkbox"/> ①本人確認書類 <input type="checkbox"/> ④国税・地方税の領収書・納税証明書 <input type="checkbox"/> ⑦その他 <input type="checkbox"/> ②公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> ⑤官公庁発行書類 <input type="checkbox"/> ③社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> ⑥外国政府・国際機関発行書類		
	(名称)	(発行者)	(記号番号)	
[B] 追加的措置 追加的措置(イ・ロ)に用いた書類	<input type="checkbox"/> イ 他の本人確認書類又は補完書類の提示	<input type="checkbox"/> ロ 他の本人確認書類又は補完書類の送付	<input type="checkbox"/> ハ 取引関係文書を転送不要郵便等で送付	
	(名称)	(発行者)	(記号番号)	
確認方法	<input type="checkbox"/> 対面取引	原本の提示を受けた日付/時刻 年 月 日 時 分	本人確認書類(写し)の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	[B]ハ又は[C]の場合 取引関係文書の交付方法/日付 <input type="checkbox"/> 送付 <input type="checkbox"/> 直接交付 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 非対面取引	原本又は写しの送付を受けた日付 年 月 日		

今回行う取引が「ハイリスク取引」に該当する場合、前頁の確認に加え、下表に掲げる内容の確認も必要になります。

* ハイリスク取引とは……犯罪収益移転防止法では、以下の①から④のいずれかに該当する取引を「ハイリスク取引」として指定しています。

- ① 取引の相手方が、その取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた取引時確認に係る顧客又はその代表者等になりすましている疑いがある場合の取引
- ② その取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客又は代表者等との取引
- ③ マネー・ローンダリング対策が十分ではないと認められる特定国等(イラン及び北朝鮮)に居住し、又は所在する顧客との取引
- ④ 外国PEPs(重要な公的地位にある者)との取引(実質的支配者が外国PEPsである法人との取引)

* ①、②に該当する取引とは、宅地建物の売買では、所有権の移転登記を受けようとする者が買主になりすましている疑いのある場合等が考えられます。

* ①、②に該当する場合、関連取引時確認に用いた書類とは異なる本人確認書類及び補完書類で確認する必要があります。

取引時確認を行った取引の種類	No.	取引時確認を行った者	確認記録を作成した者
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項			

3-1. ハイリスク取引の場合の確認 (顧客[法人]の確認)

追加で行う本人特定事項の確認	確認書類	(名称)				
		(発行者)	(記号番号)			
	確認した日付	<input type="checkbox"/> (対面取引の場合)	原本の提示を受けた日付	年	月	日
		<input type="checkbox"/> (非対面取引の場合)	原本又は写しの送付を受けた日付	年	月	日
現住居を確認した補完書類 ※本人確認書類に現在の住居の記載がない場合	確認書類	(名称)				
		(発行者)	(記号番号)			
	確認した日付	<input type="checkbox"/> (対面取引の場合)	原本の提示を受けた日付	年	月	日
		<input type="checkbox"/> (非対面取引の場合)	原本又は写しの送付を受けた日付	年	月	日
実質的支配者の確認 ※株主名簿、有価証券報告書等実質的支配者の確認に用いた書類を記載	確認書類	(名称)				
		(発行者)	(記号番号)			
	確認した日付	<input type="checkbox"/> (対面取引の場合)	原本の提示を受けた日付	年	月	日
		<input type="checkbox"/> (非対面取引の場合)	原本又は写しの送付を受けた日付	年	月	日
資産・収入の状況に係る確認	確認書類	(名称)				
		(発行者)	(記号番号)			
	確認した方法					
					(確認日付)	
			年	月	日	

3-2. ハイリスク取引の場合の確認 (代表者 取引担当者 代理人の確認)

※ 該当する■にレ点を記入してください。

追加で行う本人特定事項の確認	確認書類	(名称)				
		(発行者)	(記号番号)			
	確認した日付	<input type="checkbox"/> (対面取引の場合)	原本の提示を受けた日付	年	月	日
		<input type="checkbox"/> (非対面取引の場合)	原本又は写しの送付を受けた日付	年	月	日
現住居を確認した補完書類 ※本人確認書類に現在の住居の記載がない場合	確認書類	(名称)				
		(発行者)	(記号番号)			
	確認した日付	<input type="checkbox"/> (対面取引の場合)	原本の提示を受けた日付	年	月	日
		<input type="checkbox"/> (非対面取引の場合)	原本又は写しの送付を受けた日付	年	月	日

(参考)

取引記録(犯罪収益移転防止法第7条、同法施行規則第24条)

確認記録のNo.	
取引の年月日	年 月 日
取引の種類(取引形態)	
取引に係る財産の価額	
財産の移転元又は移転先の名義	

* 犯罪収益移転防止法第7条に基づく取引記録の記載事項は、宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿(いわゆる取引台帳)の記載事項で網羅されていると考えられますが、両者の記載事項には若干の差異がありますので、記載漏れのないよう十分にご注意願います。

備考1 顧客(法人)が国・地方公共団体・上場企業等である場合には、取引担当者又は代理人個人の本人特定事項の確認のみを行います。名称・所在地の記載は必要です。
添付資料又は本人確認書類の写しを確認記録に添付する場合、当該書類に記載がある事項については確認記録への記載を省略できます。

備考2 「本人確認書類」、「現在の所在地を確認した補完書類等」、「営業所の場所を確認した補完書類等」及び取引担当者・代理人に関する「本人確認書類」、「現住居を確認した補完書類」並びにハイリスク取引の場合の全ての欄には、確認に用いた書類の「名称」(レ点を記入した例示で書類が特定される場合は不要)・「発行者」・「記号番号」を所定の欄に記入してください。

備考3 「本人確認書類」の欄は、以下を参考に、該当する項目の□にレ点を記入してください。

① 登記事項証明書	当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所管する行政機関の長が当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証した書類に限ります。
② 印鑑登録証明書	当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限ります。
③ 官公庁発行書類	官公庁から発行され、又は発給された書類、その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限ります。(例：宅地建物取引業者免許証 など)
④ 外国政府・国際機関発行書類	日本政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類、その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限ります。

備考4 「現在の所在地を確認した補完書類等」及び「営業所の場所を確認した補完書類等」の欄は、個人用:備考3を参考に、該当する項目の□にレ点を記入してください。

備考5 「事業内容を確認した書類」のうち『法令に基づき法人が作成した書類』とは、法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるものです。(例:有価証券報告書、事業報告書など)
会社のパンフレットやウェブサイトにある事業概要は、これに該当しません。

備考6 「実質的支配者」とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者(自然人)をいい、具体的には以下のとおりです。顧客の代表者等からの申告により確認してください。ハイリスク取引に該当しない場合、書類確認は不要です。また、上場会社については、確認不要です。

- ◆資本多数決の原則を採る法人
法人例 株式会社、投資法人、特定目的会社など
対象者 ① 当該法人の議決権総数の25%超の議決権を直接又は間接に保有する自然人
②(①がない場合)出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
③(①・②がない場合)法人を代表し、その業務を執行する自然人
- ◆上記以外の法人
法人例 一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、
特定非営利活動法人、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)など
対象者 ① 法人の収益総額の25%超の配当を受ける自然人
②(又は)出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
③(①・②がない場合)法人を代表し、その業務を執行する自然人

備考7 「確認方法」欄の「対面取引」における原本提示を受けた「時刻」は、その原本の写しを確認記録に添付する場合には記入不要です。

備考8 「非対面取引」として行う場合には、必ず本人確認書類又はその写しを確認記録に添付してください。

備考9 電子署名法、公的個人認証法の規定により電子証明が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。

備考10 現に特定取引の任に当たっている自然人について、法人の代表者若しくは取引担当者又は代理人のうち該当する□にレ点を記入してください。

備考11 法人の代表者若しくは取引担当者又は代理人の「本人確認書類」の欄は、個人用:備考2を参考に、該当する項目の□にレ点を記入してください。

[ハイリスク取引]

備考12 「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」の欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。

備考13 資産・収入の状況に係る欄は、200万円を超える財産移転の場合に記入してください。

備考14 現に特定取引の任に当たっている自然人について、法人の代表者若しくは取引担当者又は代理人のうち該当する□にレ点を記入してください。

備考15 「非対面取引」として行う場合には必ず、本人確認書類又はその写しを確認記録に添付してください。